

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第53条第4項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第59条の2第1項若しくは第85条第3項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第5項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第3項第1号若しくは第2号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の7第5項又は第85条第5項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書(当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書)を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>4 _____ _____ _____</p> <p>法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の3の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>5 法第57条の4第1項ただし書、第60条の2第1項第3号又は第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>6 法第67条の3第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の5の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>7 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の6の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>8 法第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定により許可を受けよ</p>	<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第53条第4項若しくは第5項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、法第59条の2第1項、第85条第3項又は第87条の3第3項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第3項各号のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の7第5項、第85条第5項若しくは第6項又は第87条の3第5項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書(当該許可の申請に係る建築物が工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものであるときは、当該図書及び別記第1号様式による調書)を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>4 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書(法48条第16項各号のいずれかに該当する場合に限る。)又は法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の3の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。</p> <p>5 法第57条の4第1項ただし書、第60条の2第1項第3号又は第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>6 法第67条の3第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の5の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>7 法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の6の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>8 法第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定により許可を受けよ</p>

の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

9 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

10 法第86条の8第1項又は 第3項

の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

11 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の5の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。

12 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の6の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

13 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

14 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

(建築主等の変更等)

第5条 建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「確認」という。)を受けた後、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事が完了するまでに、建築主等、工事監理者又は工事施工者に変更があつたときは、別記第11号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ当該確認に係る確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、確認を受けた後、工事監理者又は工事施工者を定めたときは、工事に着手する前に、別記第12号様式による届出書及びその写し1通を建築主事に提出しなければならない。

(確認申請手数料等の減免の理由)

第7条 条例に基づく建築物、建築設備又は工作物の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、国等確認手数料、国等完了検査手数料及び国等中間検査手数料(以下「確認申請手数料等」という。)に関する条例第24条に規定する規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第6項に規定する改良住宅として建築するものであること。

(2) 災害により建築物を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生の日から6月以内に建築物を建築しようとして確認申請書を提出した場合において知事が必要と認めたものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、京都府が建築するものであること。

2 条例に基づく許可申請手数料及び認定申請手数料(以下「許可申請手数料等」

の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

9 令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

10 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項

において準用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

11 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の5の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。

12 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の6の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

13 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

14 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

(建築主等の変更等)

第5条 建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「確認」という。)を受けた後、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事が完了するまでに、建築主等、工事監理者又は工事施工者に変更があつたときは、別記第11号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ当該確認に係る確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、確認を受けた後、工事監理者又は工事施工者を定めたときは、工事に着手する前に、別記第12号様式による届出書及びその写し1通を建築主事に提出しなければならない。

(確認申請手数料等の減免の理由)

第7条 条例に基づく建築物、建築設備又は工作物の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、国等確認手数料、国等完了検査手数料及び国等中間検査手数料(以下「確認申請手数料等」という。)に関する条例第24条に規定する規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第6項に規定する改良住宅として建築するものであること。

(2) 災害により建築物を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生の日から6月以内に建築物を建築しようとして確認申請書を提出した場合において知事が必要と認めたものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、京都府が建築するものであること。

2 条例に基づく許可申請手数料及び認定申請手数料(以下「許可申請手数料等」

という。)に関する条例第 24 条に規定する規則で定める理由は、京都府が建築するものであることとする。

3 前2項の規定により確認申請手数料等又は許可申請手数料等の減免を受けようとする者は、別記第 13 号様式による申請書を所長に提出しなければならない。この場合において、減免を受けようとする理由が、第1項第2号に該当するときは、被災地を所管する市町村長の、その事実^に該当することの証明を受けなければならない。

(工事取りやめ届)

第9条 建築主等は、確認を受けた後、当該建築物、建築設備若しくは工作物の工事又は建築物の用途の変更を取りやめたときは、別記第 14 号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事に提出しなければならない。

(特定建築物の定期報告)

第 11 条 法第 12 条第 1 項の規定により知事が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。

(1) 3階以上の階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(令第 112 条第 9 項の規定により階段の部分とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備で区画しなければならない建築物に限る。)であつて当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの(共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物にあつては、法定報告建築物(法第 12 条第 1 項に規定する政令で定める建築物をいう。以下同じ。))である建築物を除く。)

(2) 百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(法定報告建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を避難階以外の階に有するもの

2 法第 12 条第 1 項の規定による報告は、省令第 5 条第 3 項に規定する報告書に、別表第 1 の 5 の表の 1 の項に規定する図書並びに知事が別に定める敷地、一般構造、構造強度、耐火構造等及び避難施設等の調査の結果を記載した書類を添えて、所長に提出して行うものとする。

3 前項の報告書は、報告の日前 3 月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

4 省令第 5 条第 1 項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年度の 4 月から 12 月までの間とし、以後それぞれの年度の翌年度から起算して 3 年を経過する年度ごとの 4 月から 12 月までの間とする。

ホテル又は旅館の用途に供する建築物	平成 28 年度
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、舞鶴市、綾部市、宮津市、長岡京市、京丹後市並びに与謝郡伊根町及び与謝野町の区域に所在するもの	
体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	

という。)に関する条例第 24 条に規定する規則で定める理由は、京都府が建築するものであることとする。

3 第 1 項第 2 号の規定により確認申請手数料等 _____ の減免を受けようとする者は、 _____ 被災地を所管する市町村長の、その事実^に該当することの証明を受けなければならない。

(工事取りやめ届)

第9条 建築主等は、確認を受けた後、当該建築物、建築設備若しくは工作物の工事又は建築物の用途の変更を取りやめたときは、別記第 13 号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事に提出しなければならない。

(特定建築物の定期報告)

第 11 条 法第 12 条第 1 項の規定により知事が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。

(1) 3階以上の階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(令第 112 条第 10 項の規定により階段の部分とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備で区画しなければならない建築物に限る。)であつて当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの(共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物にあつては、法定報告建築物(法第 12 条第 1 項に規定する政令で定める建築物をいう。以下同じ。))である建築物を除く。)

(2) 百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(法定報告建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を避難階以外の階に有するもの

2 法第 12 条第 1 項の規定による報告は、省令第 5 条第 3 項に規定する報告書に、別表第 1 の 5 の表の 1 の項に規定する図書並びに知事が別に定める敷地、一般構造、構造強度、耐火構造等及び避難施設等の調査の結果を記載した書類を添えて、所長に提出して行うものとする。

3 前項の報告書は、報告の日前 3 月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

4 省令第 5 条第 1 項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年度の 4 月から 12 月までの間とし、以後それぞれの年度の翌年度から起算して 3 年を経過する年度ごとの 4 月から 12 月までの間とする。

ホテル又は旅館の用途に供する建築物	平成 28 年度
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、舞鶴市、綾部市、宮津市、長岡京市、京丹後市並びに与謝郡伊根町及び与謝野町の区域に所在するもの	
体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	

病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物	平成 29 年度	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物	平成 29 年度
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、福知山市、亀岡市、向日市、南丹市及び船井郡京丹波町の区域に所在するもの		下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、福知山市、亀岡市、向日市、南丹市及び船井郡京丹波町の区域に所在するもの	
児童福祉施設等の用途に供する建築物		児童福祉施設等の用途に供する建築物	
博物館、美術館又は図書館の用途に供する建築物		博物館、美術館又は図書館の用途に供する建築物	
百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物		百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	平成 30 年度	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	平成 30 年度
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町及び宇治田原町並びに相楽郡笠置町、和束町、精華町及び南山城村の区域に所在するもの		下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町及び宇治田原町並びに相楽郡笠置町、和束町、精華町及び南山城村の区域に所在するもの	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物		キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物	

(敷地境界の変更届)
 第 15 条 建築物の工事が完了した後に、建築物の敷地の境界を変更しようとする者は、別記第 15 号様式による届出書及びその写し 1 通に、それぞれ別表第 1 の 6 の表に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(道路の位置の指定の申請等)
 第 17 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを受けようとする者は、別記第 16 号様式による申請書の正本及び副本を所長に提出しなければならない。
 2 前項の規定により提出する申請書には、省令第 9 条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。
 (1) 方位、各道路の幅員及び延長、道路延長の合計、道路及び宅地の面積及び総面積、道路の勾配、道路と宅地との高低差、側溝及び擁壁等の位置、隅切寸法、側溝の排水方向並びに宅地の区画割を明示した縮尺 500 分の 1 以上の平面図
 (2) 縮尺 500 分の 1 以上の横断面図及び縦断面図
 (3) 側溝、隅切り及び擁壁等の詳細を明示した縮尺 50 分の 1 以上の図面
 (4) 道路となる土地及び道路に接することとなる土地の登記事項証明書（申請書受付日前 3 月以内に交付を受けたものに限る。）
 (5) 道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書

(敷地境界の変更届)
 第 15 条 建築物の工事が完了した後に、建築物の敷地の境界を変更しようとする者は、別記第 14 号様式による届出書及びその写し 1 通に、それぞれ別表第 1 の 6 の表に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(道路の位置の指定の申請等)
 第 17 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを受けようとする者は、別記第 15 号様式による申請書の正本及び副本を所長に提出しなければならない。
 2 前項の規定により提出する申請書には、省令第 9 条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。
 (1) 方位、各道路の幅員及び延長、道路延長の合計、道路及び宅地の面積及び総面積、道路の勾配、道路と宅地との高低差、側溝及び擁壁等の位置、隅切寸法、側溝の排水方向並びに宅地の区画割を明示した縮尺 500 分の 1 以上の平面図
 (2) 縮尺 500 分の 1 以上の横断面図及び縦断面図
 (3) 側溝、隅切り及び擁壁等の詳細を明示した縮尺 50 分の 1 以上の図面
 (4) 道路となる土地及び道路に接することとなる土地の登記事項証明書（申請書受付日前 3 月以内に交付を受けたものに限る。）
 (5) 道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書

- (6) 道路を接続させる既存道路の管理者の承諾書及び排水についての水利権者の承諾書
 - (7) 関係法令に基づく許可書等の写し
 - (8) その他知事が特に必要があると認める図書
- 3 省令第 10 条の規定は、第 1 項の申請に基づいて道路の位置の指定を変更し、又は取り消した場合について準用する。

(私道の変更又は廃止)
 第 18 条 法第 45 条第 1 項の規定により変更又は廃止の制限を受ける私道を変更し、又は廃止しようとする者は、変更又は廃止の日の 21 日前までに別記第 17 号様式による届出書及びその写し 2 通を知事に提出しなければならない。
 2 省令第 9 条及び前条第 2 項の規定は、前項の届出をする場合について準用する。

別表第 2 (第 6 条関係)

区分	手数料の名称	手数料の額
1 法第 6 条第 1 項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査	建築物確認申請手数料	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合		
ア 建築物(イに掲げる部分を除く。)に係るもの		
(ア) 建築物を建築する場合((イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)		
a 当該建築に係る部分の床面積 _____		

_____が		
30 平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1 件につき	9,000 円
(b) 法第 20 条第 1 項第 1 号から	1 件につき	18,000 円

- (6) 道路を接続させる既存道路の管理者の承諾書及び排水についての水利権者の承諾書
 - (7) 関係法令に基づく許可書等の写し
 - (8) その他知事が特に必要があると認める図書
- 3 省令第 10 条の規定は、第 1 項の申請に基づいて道路の位置の指定を変更し、又は取り消した場合について準用する。

(私道の変更又は廃止)
 第 18 条 法第 45 条第 1 項の規定により変更又は廃止の制限を受ける私道を変更し、又は廃止しようとする者は、変更又は廃止の日の 21 日前までに別記第 16 号様式による届出書及びその写し 2 通を知事に提出しなければならない。
 2 省令第 9 条及び前条第 2 項の規定は、前項の届出をする場合について準用する。

別表第 2 (第 6 条関係)

区分	手数料の名称	手数料の額
1 法第 6 条第 1 項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査	建築物確認申請手数料	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合		
ア 建築物(イに掲げる部分を除く。)に係るもの		
(ア) 建築物を建築する場合((イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。)		
a 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の 2 分の 1 を加えた床面積)が		
30 平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1 件につき	9,000 円
(b) 法第 20 条第 1 項第 1 号から	1 件につき	18,000 円

第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

b 当該建築に係る部分の床面積 _____

が

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(a) (b)に掲げる場合以外の場合

1件につき 31,000円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 56,000円

c 当該建築に係る部分の床面積 _____

が

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(a) (b)に掲げる場合以外の場合

1件につき 38,000円

(b) 法第20条第1項第1号から

1件につき 65,000円

第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

b 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物

となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(a) (b)に掲げる場合以外の場合

1件につき 31,000円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 56,000円

c 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物

となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

(a) (b)に掲げる場合以外の場合

1件につき 38,000円

(b) 法第20条第1項第1号から

1件につき 65,000円

第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

d 当該建築に係る部分の床面積 _____

が

200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの

(a) (b)に掲げる場合以外の場合

1 件につき 60,000 円

(b) 法第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1 件につき 87,000 円

e 当該建築に係る部分の床面積 _____

が

500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの

f 当該建築に係る部分の床面積 _____

1 件につき 210,000 円

第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

d 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が

200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの

(a) (b)に掲げる場合以外の場合

1 件につき 60,000 円

(b) 法第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1 件につき 87,000 円

e 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が

500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの

f 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつ

ては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が

200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの

1 件につき 210,000 円

が
1,000 平方メー
トルを超え、2,000
平方メートル以内
のもの
g 当該建築に係る
部分の床面積

1 件につき 370,000 円

が
2,000 平方メー
トルを超え、5,000
平方メートル以内
のもの
h 当該建築に係る
部分の床面積

1 件につき 499,000 円

が
5,000 平方メー
トルを超え、1 万平
方メートル以内の
もの
i 当該建築に係る
部分の床面積

1 件につき 663,000 円

が
1 万平方メートル

ては、当該増築す
る部分の床面積に
既存の建築物の床
面積の2分の1を
加えた床面積)が
1,000 平方メー
トルを超え、2,000
平方メートル以内
のもの

g 当該建築に係る
部分の床面積(既
存の建築物を増築
して当該増築する
部分と一の建築物
となる場合にあつ
ては、当該増築す
る部分の床面積に
既存の建築物の床
面積の2分の1を
加えた床面積)が
2,000 平方メー
トルを超え、5,000
平方メートル以内
のもの

1 件につき 370,000 円

h 当該建築に係る
部分の床面積(既
存の建築物を増築
して当該増築する
部分と一の建築物
となる場合にあつ
ては、当該増築す
る部分の床面積に
既存の建築物の床
面積の2分の1を
加えた床面積)が
5,000 平方メー
トルを超え、1 万平
方メートル以内の
もの

1 件につき 499,000 円

i 当該建築に係る
部分の床面積(既
存の建築物を増築
して当該増築する
部分と一の建築物
となる場合にあつ
ては、当該増築す
る部分の床面積に
既存の建築物の床
面積の2分の1を
加えた床面積)が
1 万平方メートル

1 件につき 663,000 円

は模様替に係る床面積

が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの

(ウ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積

が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの

(エ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積

が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの

(オ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積

を受けた場合にあつては、36,000 円)

1 件につき 42,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、41,000 円)

1 件につき 67,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、65,000 円)

1 件につき 120,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、118,000 円)

は模様替に係る床面積 (既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の 2 分の 1 を加えた床面積) が 30 平方メートルを超え、100 平方メートル以内のもの

(ウ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積 (既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の 2 分の 1 を加えた床面積) が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの

(エ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積 (既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の 2 分の 1 を加えた床面積) が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの

(オ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積 (既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の 2 分の 1 を加えた床面積)

査を受けた場合にあつては、36,000 円)

1 件につき 42,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、41,000 円)

1 件につき 67,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、65,000 円)

1 件につき 120,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、118,000 円)

が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの
(カ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積

1 件につき 179,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、169,000 円)

が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの
(キ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積

1 件につき 273,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、263,000 円)

が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの
(ク) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積

1 件につき 384,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、374,000 円)

が 5,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの
(ケ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積

1 件につき 478,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、468,000 円)

積) が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの
(カ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積 (既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の 2 分の 1 を加えた床面積) が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの

(キ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積 (既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の 2 分の 1 を加えた床面積) が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの

(ク) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積 (既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の 2 分の 1 を加えた床面積) が 5,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの

(ケ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積 (既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物

1 件につき 179,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、169,000 円)

1 件につき 273,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、263,000 円)

1 件につき 384,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、374,000 円)

1 件につき 478,000 円 (中間検査を受けた場合にあつては、468,000 円)

<p>項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>許可申請手数料</p>		<p>項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合</p> <p>(2) 法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合</p> <p>(3) 法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要な政令で定める建築物に、住居の環境の悪化を防止するための国土交通省令で定める措置を講じる場合</p>	<p>許可申請手数料</p>	<p>1件につき 180,000円</p> <p>1件につき 120,000円</p> <p>1件につき 160,000円</p>
<p>8～9 略</p>			<p>8～9 略</p>		
<p>9の2 法第53条第4項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建蔽率の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき 160,000円</p>	<p>9の2 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建蔽率の特例許可申請手数料</p>	<p>1件につき 160,000円</p>
<p>10 法第53条第5項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>1件につき 33,000円</p>	<p>10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</p>	<p>1件につき 33,000円</p>
<p>11～18 略</p>			<p>11～18 略</p>		
<p>18の2 法第67条の2第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第5項第2号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する</p>	<p>1件につき 160,000円</p>	<p>18の2 法第66条 第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第5項第2号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する</p>	<p>1件につき 160,000円</p>

	特例の許可申請手数料			特例の許可申請手数料	
18の3 <u>法第67条の2第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査</u>	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円		18の3 <u>法第66条 第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査</u>	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
18の4～31の1 略				18の4～31の1 略	
31の2 <u>法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	<u>1件につき 27,000円</u>		31の2 <u>法第86条の8第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u> <u>(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの</u> <u>ア イに掲げる場合以外の場合</u> <u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u> <u>ア イに掲げる場合以外の場合</u> <u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u> <u>(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを</u>	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 <u>1件につき 9,000円</u> <u>1件につき 18,000円</u> <u>1件につき 31,000円</u> <u>1件につき 56,000円</u>

超え、200 平方メートル
以内のもの

ア イに掲げる場合以外
の場合

1 件につき 38,000 円

イ 法第 20 条第 1 項第
1 号から第 3 号までに
規定する基準への適合
性審査を必要とする場
合

1 件につき 65,000 円

(4) 当該申請に係る床面積
が 200 平方メートルを
超え、500 平方メートル
以内のもの

ア イに掲げる場合以外
の場合

1 件につき 60,000 円

イ 法第 20 条第 1 項第
1 号から第 3 号までに
規定する基準への適合
性審査を必要とする場
合

1 件につき 87,000 円

(5) 当該申請に係る床面積
が 500 平方メートルを
超え、1,000 平方メー
トル以内のもの

1 件につき 154,000 円

(6) 当該申請に係る床面積
が 1,000 平方メートルを
超え、2,000 平方メー
トル以内のもの

1 件につき 210,000 円

(7) 当該申請に係る床面積
が 2,000 平方メートルを
超え、5,000 平方メー
トル以内のもの

1 件につき 370,000 円

			<p>(8) <u>当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u></p>	1件につき <u>499,000円</u>
			<p>(9) <u>当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u></p>	1件につき <u>663,000円</u>
			<p>(10) <u>当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</u></p>	1件につき <u>1,082,000円</u>
31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料	1件につき <u>27,000円</u>	<p>31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査</p>	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料
			<p>(1) <u>当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの</u></p> <p>ア <u>イに掲げる場合以外の場合</u></p> <p>イ <u>法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>9,000円</u></p> <p>1件につき <u>18,000円</u></p>
			<p>(2) <u>当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u></p> <p>ア <u>イに掲げる場合以外の場合</u></p> <p>イ <u>法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p>1件につき <u>31,000円</u></p> <p>1件につき <u>56,000円</u></p>

(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

ア イに掲げる場合以外の場合

1件につき 38,000円

イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 65,000円

(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

ア イに掲げる場合以外の場合

1件につき 60,000円

イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 87,000円

(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

1件につき 154,000円

(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの

1件につき 210,000円

(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを

1件につき 370,000円

			<p><u>超え、5,000平方メートル以内のもの</u></p> <p>(8) <u>当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u></p> <p>(9) <u>当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u></p> <p>(10) <u>当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</u></p>	<p><u>1件につき 499,000円</u></p> <p><u>1件につき 663,000円</u></p> <p><u>1件につき 1,082,000円</u></p>
(新設)			<p><u>31の4 法第87条の2第1項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u></p> <p>(1) <u>当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p> <p>(2) <u>当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外</u></p>	<p><u>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料</u></p> <p><u>1件につき 9,000円</u></p> <p><u>1件につき 18,000円</u></p> <p><u>1件につき 31,000円</u></p>

の場合

イ 法第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1 件につき 56,000 円

(3) 当該申請に係る床面積が 100 平方メートルを超え、200 平方メートル以内のもの

ア イに掲げる場合以外の場合

1 件につき 38,000 円

イ 法第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1 件につき 65,000 円

(4) 当該申請に係る床面積が 200 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの

ア イに掲げる場合以外の場合

1 件につき 60,000 円

イ 法第 20 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1 件につき 87,000 円

(5) 当該申請に係る床面積が 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 154,000 円

(6) 当該申請に係る床面積が 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの

1 件につき 210,000 円

			<p><u>ル以内のもの</u></p> <p>(7) <u>当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u></p> <p>(8) <u>当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u></p> <p>(9) <u>当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u></p> <p>(10) <u>当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</u></p>	<p><u>1件につき 370,000円</u></p> <p><u>1件につき 499,000円</u></p> <p><u>1件につき 663,000円</u></p> <p><u>1件につき 1,082,000円</u></p>
(新設)			<p><u>31の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査</u></p> <p>(1) <u>当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合</u></p> <p><u>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</u></p>	<p><u>既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定変更申請手数料</u></p> <p><u>1件につき 9,000円</u></p> <p><u>1件につき 18,000円</u></p>

(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

ア イに掲げる場合以外の場合

1件につき 31,000円

イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 56,000円

(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの

ア イに掲げる場合以外の場合

1件につき 38,000円

イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 65,000円

(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの

ア イに掲げる場合以外の場合

1件につき 60,000円

イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 87,000円

(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの

1件につき 154,000円

			<p>(6) <u>当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>1件につき 210,000円</u></p>
			<p>(7) <u>当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>1件につき 370,000円</u></p>
			<p>(8) <u>当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>1件につき 499,000円</u></p>
			<p>(9) <u>当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</u></p>	<p><u>1件につき 663,000円</u></p>
			<p>(10) <u>当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</u></p>	<p><u>1件につき 1,082,000円</u></p>
(新設)			<p><u>31の6 法87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して1年以内の期間を定めて、興行場等として使用する場の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</u></p> <p>(1) 使用する期間が3箇月以内の場合</p> <p>(2) その他の場合</p>	<p><u>建築物の用途を変更して興行場等として使用する場の制限の緩和に係る許可申請手数料(使用期間1年以内)</u></p> <p><u>1件につき 60,000円</u></p> <p><u>1件につき 120,000円</u></p>
(新設)			<p><u>31の7 法87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して1年を超えて、必要と認める期間を定めて</u></p>	<p><u>建築物の用途を変更して興行場等として使用する場</u></p> <p><u>1件につき 160,000円</u></p>

32 <u>法第 87 条の 2</u> において準用する法第 6 条第 1 項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査	建築設備確認申請手数	
(1) 建築設備を設置する場合((2)に掲げる場合を除く。)		1 件につき 23,000 円
(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合		1 件につき 16,000 円
33 <u>法第 87 条の 2</u> において準用する法第 7 条第 1 項の規定による建築設備の完了検査申請に対する検査	建築設備完了検査申請手数料	1 件につき 31,000 円
34 ~ 35 略		
36 <u>法第 87 条の 2</u> において準用する法第 18 条第 3 項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査	国等建築設備確認手数料	32 の項に定める額
37 <u>法第 87 条の 2</u> において準用する法第 18 条第 17 項の規定による国等の建築設備の完了検査	国等建築設備完了検査手数料	33 の項に定める額
38 ~ 40 略		

別記第 1 号様式～第 12 号様式 (略)

<u>興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</u>	<u>の制限の緩和に係る許可申請手数料 (使用期間 1 年超)</u>	
32 <u>法第 87 条の 4</u> において準用する法第 6 条第 1 項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査	建築設備確認申請手数	
(1) 建築設備を設置する場合((2)に掲げる場合を除く。)		1 件につき 23,000 円
(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合		1 件につき 16,000 円
33 <u>法第 87 条の 4</u> において準用する法第 7 条第 1 項の規定による建築設備の完了検査申請に対する検査	建築設備完了検査申請手数料	1 件につき 31,000 円
34 ~ 35 略		
36 <u>法第 87 条の 4</u> において準用する法第 18 条第 3 項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査	国等建築設備確認手数料	32 の項に定める額
37 <u>法第 87 条の 4</u> において準用する法第 18 条第 17 項の規定による国等の建築設備の完了検査	国等建築設備完了検査手数料	33 の項に定める額
38 ~ 40 略		

別記第 1 号様式～第 12 号様式 (略)

第13号様式（第7条関係）

（平27規則48・全改）

確認申請手数料等・許可申請手数料
等 減額 申請書
免除

建築基準法施行細則第7条第3項の
規定により、 減額 を申請します。
免除

この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

土木事務所長 様

申請者氏名 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 申請の内容	<input type="checkbox"/> 確認申請手数料・国等確認手数料 <input type="checkbox"/> 中間検査申請手数料・国等中間検査手数料 <input type="checkbox"/> 完了検査申請手数料・国等完了検査手数料 <input type="checkbox"/> 許可申請手数料・認定申請手数料			
2 敷地の地名地番				
3 工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替			
4 建築物・工作物の概要	(1)主要用途			
		申請部分	申請以外の部分	合計
	(2)延べ面積	m2	m2	m2
5 申請の理由				

注 1 届出書の名称及び本文は、「減額」又は「免除」のうち不要のものを抹消してください。

2 1の欄は、該当する□にレ印を付けてください。

3 3の欄は、該当するものを○で囲んでください。

4 減免を受けようとする理由が建築基準法施行細則第7条第1項第2号に該当するときは、被災地を所管する市町村長の、その事実と該当することの証明を受け、その証明書の写しを添付してください。

削る。

第14号様式 (第9条関係)

取りやめ届

建築基準法施行細則第9条の規定により、工事又は用途変更を取りやめた旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 様

届出者氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (印)

1 届出者	(1) 氏名	
	(2) 住所	〒 -
	(3) 電話番号	
2 工事又は用途変更を取りやめた年月日	年 月 日	
3 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
4 敷地の地名地番		
5 建築物の用途		
6 取りやめた部分	建築面積	m ²
	延べ面積	m ²
7 取りやめた理由		

第13号様式 (第9条関係)

取りやめ届

建築基準法施行細則第9条の規定により、工事又は用途変更を取りやめた旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 様

届出者氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (印)

1 届出者	(1) 氏名	
	(2) 住所	〒 -
	(3) 電話番号	
2 工事又は用途変更を取りやめた年月日	年 月 日	
3 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
4 敷地の地名地番		
5 建築物の用途		
6 取りやめた部分	建築面積	m ²
	延べ面積	m ²
7 取りやめた理由		

第15号様式（第15条関係）

敷地変更届

建築基準法施行細則第15条の規定により、敷地の境界の変更を届け出ます。
この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

土木事務所長 様

届出者氏名 ㊞
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 変更しようとする者	(1) 氏名	〒 ー	
	(2) 住所	〒 ー	
	(3) 電話番号		
2 設計者	(1) 資格	() 建築士 () 登録第 号	
	(2) 氏名	㊞	
	(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 ー	
	(5) 電話番号		
3 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
4 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
5 敷地の地名地番			
6 敷地境界の表示方法			
7 敷地面積	変更前	変更後	※ 地域
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	
8 建築面積	m ²	m ²	※ 建蔽率
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	
9 延べ面積	m ²	m ²	※ 容積率
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	
10 変更の理由			

注 1 届出者の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる届出者について記入し、別紙として他の届出者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
2 2の欄は、変更後の図面を作成した者について記入してください。
3 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
4 3の欄及び4の欄は、直近の処分について記入してください。
5 4の欄は、検査済証の交付がない場合は、その旨を記入してください。
6 6の欄は、変更しようとする境界について記入してください。
7 7の欄から9の欄までは、変更しようとする敷地についてそれぞれ記入してください。
8 ※印のある欄には、記入しないでください。

第14号様式（第15条関係）

敷地変更届

建築基準法施行細則第15条の規定により、敷地の境界の変更を届け出ます。
この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

土木事務所長 様

届出者氏名 ㊞
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 変更しようとする者	(1) 氏名	〒 ー	
	(2) 住所	〒 ー	
	(3) 電話番号		
2 設計者	(1) 資格	() 建築士 () 登録第 号	
	(2) 氏名	㊞	
	(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 ー	
	(5) 電話番号		
3 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
4 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
5 敷地の地名地番			
6 敷地境界の表示方法			
7 敷地面積	変更前	変更後	※ 地域
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	
8 建築面積	m ²	m ²	※ 建蔽率
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	
9 延べ面積	m ²	m ²	※ 容積率
	m ²	m ²	
	m ²	m ²	
10 変更の理由			

注 1 届出者の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる届出者について記入し、別紙として他の届出者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
2 2の欄は、変更後の図面を作成した者について記入してください。
3 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
4 3の欄及び4の欄は、直近の処分について記入してください。
5 4の欄は、検査済証の交付がない場合は、その旨を記入してください。
6 6の欄は、変更しようとする境界について記入してください。
7 7の欄から9の欄までは、変更しようとする敷地についてそれぞれ記入してください。
8 ※印のある欄には、記入しないでください。

第16号様式 (第17条関係)

道路の位置の
指 定
指定変更
指定取消
申請書

建築基準法施行細則第17条第1項の規定により、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の
指 定
指定変更
指定取消
を申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

土木事務所長 様

申請者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 築造主	(1) 氏 名				
	(2) 住 所	〒 -			
	(3) 電 話 番 号				
2 設 計 者	(1) 資 格	() 建築士	() 登録第	号	
	(2) 氏 名	Ⓜ			
	(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号	
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 -			
	(5) 電 話 番 号				
3 工事施工者	(1) 氏 名				
	(2) 営 業 所 名	建設業の許可 () 第 号			
	(3) 営業所の所在地	〒 -			
	(4) 電 話 番 号				
4 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番					
5 用途地域等		6 防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし	7 その他の区域、地域、地区又は街区	
8 都市計画道路	有・無		9 土地区画整理地区名		
10 指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路	幅 員	延 長	合 計	11 明 示 方 法	型側溝による。
	m	m	総延長	12 その他必要な事項	
			m		
13 工事着手予定年月日				14 工事完了予定年月日	

注 1 申請書の名称及び本文は、「指定」、「指定変更」又は「指定取消」のうち不要のものを抹消してください。
 2 築造主の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる築造主について記入し、別紙として他の築造主についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
 3 2の欄は、指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路の図面を作成した者について記入してください。
 4 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
 5 6の欄は、該当する□(道路の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての□)にレ印を付けてください。
 6 7の欄は、6の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(道路の敷地が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。
 7 8の欄は、該当するものを○で囲んでください。

第15号様式 (第17条関係)

道路の位置の
指 定
指定変更
指定取消
申請書

建築基準法施行細則第17条第1項の規定により、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の
指 定
指定変更
指定取消
を申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

土木事務所長 様

申請者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 築造主	(1) 氏 名				
	(2) 住 所	〒 -			
	(3) 電 話 番 号				
2 設 計 者	(1) 資 格	() 建築士	() 登録第	号	
	(2) 氏 名	Ⓜ			
	(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号	
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 -			
	(5) 電 話 番 号				
3 工事施工者	(1) 氏 名				
	(2) 営 業 所 名	建設業の許可 () 第 号			
	(3) 営業所の所在地	〒 -			
	(4) 電 話 番 号				
4 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番					
5 用途地域等		6 防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし	7 その他の区域、地域、地区又は街区	
8 都市計画道路	有・無		9 土地区画整理地区名		
10 指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路	幅 員	延 長	合 計	11 明 示 方 法	型側溝による。
	m	m	総延長	12 その他必要な事項	
			m		
13 工事着手予定年月日				14 工事完了予定年月日	

注 1 申請書の名称及び本文は、「指定」、「指定変更」又は「指定取消」のうち不要のものを抹消してください。
 2 築造主の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる築造主について記入し、別紙として他の築造主についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
 3 2の欄は、指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路の図面を作成した者について記入してください。
 4 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
 5 6の欄は、該当する□(道路の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての□)にレ印を付けてください。
 6 7の欄は、6の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(道路の敷地が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。
 7 8の欄は、該当するものを○で囲んでください。

第17号様式 (第18条関係)

私道の 変更 届
廃止

建築基準法施行細則第18条第1項の規定により、変更又は廃止の制限を受ける私道の 変更 廃止 をする旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

京都府知事 様

届出者氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 所有者	(1) 氏 名		
	(2) 住 所	〒 ー	
	(3) 電 話 番 号		
2 管理者	(1) 氏 名		
	(2) 住 所	〒 ー	
	(3) 電 話 番 号		
3 設計者	(1) 資 格	() 建築士	() 登録第 号
	(2) 氏 名		
	(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第 号
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 ー	
	(5) 電 話 番 号		
4 工事施工者	(1) 氏 名		
	(2) 営 業 所 名	建設業の許可 () 第 号	
	(3) 営業所の所在地	〒 ー	
	(4) 電 話 番 号		
5 変更し、又は廃止しようとする道路の敷地の地名地番			
6 用途地域等	7 防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし	8 その他の区域、地域、地区又は街区
9 都市計画道路	有・無	10 土地区画整理地区名	
11 変更し、又は廃止しようとする道路	幅 員	延 長	合 計
	m	m	総延長
			m
12 工事着手予定年月日		13 工事完了予定年月日	

注 1 届出書の名称及び本文は、「変更」又は「廃止」のうち不要のものを抹消してください。
 2 所有者の数が2以上又は管理者の数が2以上のときは、それぞれ1の欄又は2の欄は、代表となる者について記入し、別紙として他の者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
 3 3の欄は、変更又は廃止をしようとする私道の図面を作成した者について記入してください。
 4 3の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
 5 7の欄は、該当する口(私道の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての口)にレ印を付けてください。
 6 8の欄は、7の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(私道の敷地が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。
 7 9の欄は、該当するものを○で囲んでください。

第16号様式 (第18条関係)

私道の 変更 届
廃止

建築基準法施行細則第18条第1項の規定により、変更又は廃止の制限を受ける私道の 変更 廃止 をする旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

京都府知事 様

届出者氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 所有者	(1) 氏 名		
	(2) 住 所	〒 ー	
	(3) 電 話 番 号		
2 管理者	(1) 氏 名		
	(2) 住 所	〒 ー	
	(3) 電 話 番 号		
3 設計者	(1) 資 格	() 建築士	() 登録第 号
	(2) 氏 名		
	(3) 建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第 号
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 ー	
	(5) 電 話 番 号		
4 工事施工者	(1) 氏 名		
	(2) 営 業 所 名	建設業の許可 () 第 号	
	(3) 営業所の所在地	〒 ー	
	(4) 電 話 番 号		
5 変更し、又は廃止しようとする道路の敷地の地名地番			
6 用途地域等	7 防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし	8 その他の区域、地域、地区又は街区
9 都市計画道路	有・無	10 土地区画整理地区名	
11 変更し、又は廃止しようとする道路	幅 員	延 長	合 計
	m	m	総延長
			m
12 工事着手予定年月日		13 工事完了予定年月日	

注 1 届出書の名称及び本文は、「変更」又は「廃止」のうち不要のものを抹消してください。
 2 所有者の数が2以上又は管理者の数が2以上のときは、それぞれ1の欄又は2の欄は、代表となる者について記入し、別紙として他の者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
 3 3の欄は、変更又は廃止をしようとする私道の図面を作成した者について記入してください。
 4 3の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
 5 7の欄は、該当する口(私道の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての口)にレ印を付けてください。
 6 8の欄は、7の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(私道の敷地が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。
 7 9の欄は、該当するものを○で囲んでください。